



平成27年5月13日

各 位

会社名 新家工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 澤 保
(コード番号 7305 東証第一部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 一澤 俊作
(TEL 06-6253-0221)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月13日開催の取締役会において、平成27年6月26日開催予定の当社第151期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号、以下「改正会社法」といいます。）の施行を機に現行定款の見直しを行い、以下のとおり変更を行うものであります。

- ① 改正会社法の施行及び近年の上場企業のコーポレートガバナンスを取り巻く環境の変化を受け、当社においても社外取締役の導入を決定し、また今後も適切な人材を確保するために改正会社法第426条第1項の規定により、社外取締役のリスク軽減を目的とした「取締役の責任免除」に関する条文を新設（変更案第27条）するものであります。また、当該変更については監査役会の同意を得ております。
- ② 改正会社法第427条第1項の規定により、責任限定契約の締結対象が全ての監査役に拡大されたため、現行定款第33条2項（変更案第34条2項）の「社外監査役」の文言を「監査役」に変更するものであります。
- ③ 平成24年6月27日開催の当社第148期定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止しているため、現行定款第26条の「退職慰労金」の文言を削除するものであります。
- ④ 上記の変更に伴い、条数の繰り下げ及び字句の表現等の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月26日（金曜日）
定款変更の効力発生日 平成27年6月26日（金曜日）

以上

現行	変更案
<p>第 1 条～第 19 条 (条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 20 条～第 25 条 (条文省略) (取締役の報酬等)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 27 条～第 32 条 (条文省略) (監査役の責任免除)</p> <p>第 33 条 (条文省略)</p> <p>2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第 34 条～第 37 条 (条文省略)</p>	<p>第 1 条～第 19 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 20 条～第 25 条 (現行どおり) (現行どおり)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第 27 条 <u>当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役 (取締役であった者を含む。) の責任を法令の限度額において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等である者を除く) との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 28 条～第 33 条 (現行どおり) (現行どおり)</p> <p>第 34 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第 35 条～第 38 条 (現行どおり)</p>